

函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 持続可能な町会運営について検討するため、函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、持続可能な町会運営について検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

(委員等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、第 2 条に掲げる事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長および副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し委員会の会議を開くことができる。
- 6 会議は、書面にて開催することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民部において処理する。

(謝礼)

第8条 委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。